

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

インターネット通販 そのクリックちょっと待った！



化粧品のインターネット広告から通信販売を利用した際のトラブルが急増しています。通信販売は、クーリング・オフが適用されません。注文時の最終確認画面は、契約に関する重要な情報が満載です。最終確認画面をスクリーンショット（画面保存）して、内容は慎重に確認しましょう。困ったときは一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください。

【確認のポイント】

- ▼商品の数量、サービスの回数…1回限りなのか、定期購入なのか
- ▼販売価格…送料と手数料を含む支払総額、定期購入の場合は初回以降の代金
- ▼解約の方法…解約できるかどうか、解約できる場合は解約の申し出期限と方法、購入者が不利益となる事項がないか

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき=5月11日⑨13:30~16:30
ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先=同センター（☎28-9110）
※5月10日⑨15:30までに予約してください

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。